

平成25年度 第11回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成26年2月20日（木）14時34分から14時58分まで

2、開催場所：西宮市職員会館1階 第2中会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	八木	米太郎
	4番	田中	良平
	5番	松本	俊治
	6番	森畑	義明
	7番	大前	輝雄
	8番	前田	豊
	9番	松井	祐一
	10番	岡本	久一
	11番	茶谷	勝視
	12番	高田	孝
	13番	尾崎	清政
	14番	丸	幸良
	15番	奥村	幸弘

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第9号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

報告第45号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第46号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第48号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増田	俊也
係長	東	孝二
主事	北島	知晶

議長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。予定の時間となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、2番の坂口会長代理と5番松本委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議案審議に入ります。

事務局 まず、議案第9号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。まず1番から事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明いたします。まず、議案書1ページについてですけれども、議案第9号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」2件ございますが、議員の除斥の関係で、番号1と番号2は別々にご審議していただくことといたします。

【議案第9号番号1を議案書、別添資料をもとに朗読】

本件については、別添の調査書にあるとおり、許可することができない場合を定めた農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。1については14番丸委員さん、よろしくお願いします。

丸(14番) 議案第9号1の説明をさせていただきます。地図のほうは別物になっております。山口町なんで、真ん中あたりに山口支所がございます。そして山口支所から南のほうですね、約600メートルくらいじゃないかなと。ご存知のJAの山口支店というのがございまして、明德寺がちょっと下のほうのお寺なんです、山口支店から近くでございまして、場所はそういうことございまして、譲渡人・譲受人ともに上山口第2農会に所属されて、ご主人ですね、息子になるわけですが、辻本務雄さんという人が所帯主で、そこに孫がおるわけですが、おばあさんから孫に生前に贈与されるということでございまして、耕作の状況ですが、本当に熱心にやられておられまして、現在も畑、野菜等も育てております。果樹もございます。下限面積もクリアして耕作に必要な機械もみな所有されております。農地法第3条の許可申請につきましては何も問題なくされてると思います。以上でございます。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同
議 長 (質問、意見なし)
なければ、議案第9号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件
の1につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同
議 長 (異議なし)
ご異議がないようでございますので、議案第9号「農地法第3条の規定に
基づく許可申請の件」の1につきましては許可することにいたします。

議 長 続きまして2番目ですが、本件につきましては、八木委員が除斥の対象と
なりますので、退室をお願いします。

(八木委員 退室)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 続きまして議案第9号の番号2から説明いたします。
【議案第9号番号2を議案書、別添資料をもとに朗読】
番号2につきましては、農地法第3条第2項の農業生産法人以外の法人に該当
していますが、解除条件付の契約書、地域における適切な役割分担を約束する
確約書、1名以上の常時従事役員の報告書の提出を受けており、農地法第3条
第3項に規定する許可要件のすべてを満たすと考えております。説明は以上で
ございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。
11番茶谷委員さん。

茶谷(11番) それでは議案9号の2について説明します。申請農地は西宮市名塩南台公
園のすぐ南であります。貸人は市内名塩南台3丁目在住で平成4年に相続で
当該農地を取得しましたが、種々の理由で十分な耕作ができなくなり、この
たび3条の申請に至りました。申請農地は農地法第3条の規定に基づき、農
地のまま使用貸借するものです。借人はNPO法人で、当該農地の担当者には
農業経験者も配置する予定で、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の
条件も満たしています。また耕作に必要な機械も借りる予定であることから、
許可されても問題はないと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませ
んか。

委員一同
議 長 (質問、意見なし)
ございませんか。なければ、議案第9号「農地法第3条の規定に基づく許
可申請の件」の2につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同
議 長 (異議なし)
ご異議がないようでございますので、議案第9号「農地法第3条の規定に
基づく許可申請の件」の2につきましても許可することにいたします。
(八木委員入室)

議 長	<p>それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第45号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>報告第45号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でありますが、議案書2ページに1件ございます。</p> <p>【報告第45号について議案書朗読】</p> <p>この届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、届出を受理いたしましたので報告いたします。</p>
議 長 委員一同	<p>事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。</p>
議 長	<p>続きまして、報告第46号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>報告第46号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でありますが、議案書3ページ1件でございます。</p> <p>【報告第46号について議案書朗読】</p> <p>農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理いたしましたので報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 委員一同	<p>事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。</p>
議 長	<p>続きまして報告第47号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>報告第47号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でありますが、議案書4ページの1件でございます。</p> <p>【報告第47号について議案書朗読】</p> <p>12月27日に現地調査をした結果、一部花などの作物が植えつけられ、肥培管理が適正にされていることを確認いたしました。申請人は農家台帳により年60日農業従事しており、中心的な存在であることを確認しております。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付いたしましたので報告いたします。</p>
議 長 委員一同	<p>事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 最後に、報告第48号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第48号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書5ページと6ページに合計6件ございます。まず5ページをご覧ください。

【報告第48号について議案書朗読】

12月と1月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付いたしましたので報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 以上を持ちまして、本日予定いたしておりました案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。